

## 焼津市議会政治倫理審査委員会審査結果報告書

### 1 審査請求内容

#### (1) 審査請求日

令和6年11月12日

#### (2) 審査請求者

深田ゆり子、河合一也、川島要、秋山博子、岡田光正、池谷和正、村松幸昌、増井好典、内田修司、吉田昇一、村田正春、杉田源太郎、原崎洋一、鈴木まゆみ、鈴木浩己、藤岡雅哉、四之宮慎一、井出哲哉、奥川清孝

#### (3) 審査対象議員

石原孝之

#### (4) 審査請求の対象となる事由の該当事項及び内容

次に掲げる事案が焼津市議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）第3条第1号に規定する、議員としての品位と名誉を害するような行為に該当し、同条の政治倫理基準に違反している疑いがある。

ア 令和6年9月2日9月定例会第1日目終了後の議会運営委員会で、委員からの質問に対し、通訳以外は1人で行ったとの発言であったが、実際には同伴者がいたことから、事実とは異なる虚偽の発言の疑いがある。

イ ブレイキングダウンのオーディションに議員バッジをつけ、市議会議員を名乗り参加し、市民から疑念を持たれている。

### 2 審査付託

以下のとおり、焼津市議会政治倫理審査委員会（以下「審査会」という。委員名簿は別表のとおり。）に付託された。

#### (1) 付託日

令和6年11月20日

#### (2) 付託された審査対象議員

石原孝之議員（以下「対象議員」という。）

#### (3) 付託された審査請求の内容

上記1（4）ア及びイの事案が本条例第3条第1号に規定する、議員としての品位と名誉を害するような行為に該当し、本条例に違反しているか否か。

### 3 審査結果

#### (1) 審査対象となった事案について

ア 事実とは異なる虚偽の発言の疑い

対象議員は政務活動費を使用し行政視察を行ったとして、令和6年9月定

例会で一般質問をするに先立ち、9月2日開催された議会運営委員会で委員からの質問に対し当該行政視察は、通訳以外は1人で行ったとの発言があったが、実際には同伴者がいたことから、事実とは異なる発言を行った。

#### イ 市民から疑念を持たれる事案

プライベートで、格闘技のオーディションへ議員バッジを着け、市議会議員を名乗り参加したことなどがある。なお、議員活動と全く関係ない私人としての行動に関する問題については本条例における審査において判断することは慎重であるべきであるが、本件は議員である証のバッジを着け、焼津市議会議員と名乗った行為に対し多くの抗議や苦情が寄せられたことからこれを審査の対象とした。

### (2) 本条例の目的、趣旨

ア 本条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準について定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としている（第1条）。そのため議員の責務として、議員は、市民全体の奉仕者として市政に携わる権能と責務を有することを認識し、公正・誠実・清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、その使命の達成に努めなければならない（第2条1項）。議員は、次条の政治倫理基準に反するとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に真実を明らかにして、説明責任を果たさなければならない（第2条2項）と定めている。

イ 政治倫理とは、単なる道徳基準ではなく、市民全体の代表者として公平・公正に行動するために政治に携わる者がもつべき職業倫理ないし責任論であり、政治を行うにあたっての行動規範である。

#### ウ 本条例の定める政治倫理基準

本条例は第3条で具体的な政治倫理基準を定め、行為類型を列挙している。

本審査請求にあたっては、第1号違反の疑いが指摘された（「審査付託書」）。条項は以下のとおりである。

第1号 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を害するような一切の行動を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

エ 政治倫理条例の第1条には目的規定、さらには、第2条に議員の責

務を定めているように、議員は市民全体の代表者かつ奉仕者であること、議員が市民から信頼の得る基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与する目的がある。また、公正・誠実・清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、とあるように、政治不信を招くような公私混同を断ち、市民の非難を受けないよう政治倫理の向上に努めることが強く求められている。

第3条第1号に規定された「品位と名誉」は高い倫理性を意味し、それに反する「品位と名誉を損なう行為」は不正の疑惑を持たれるおそれにつながるものとして、議員にとってしてはならないことである。

### (3) 本条例違反の有無

#### ア 事実とは異なる虚偽の発言

本件において、同伴した者は、対象議員自らが役員を務める法人の職員（以下「法人職員」という。）であり、対象議員の私的な関係者であることは対象議員の発言や資料から明らかである。私的な関係者であることを除いても、公金である政務活動費を使用しようとするのであれば、市議会議員の視察に市政と関係のない法人職員を同伴させていることは公私混同と言わざるを得ない。

審査会での審査の過程で、対象議員からは、第3回審査会で「8月8日のみカメラ撮影のため法人職員が視察先区役所に同席したが、同行ではない」と主張（弁明）があった。また、第4回審査会に向けた審査会からの事前質問に対しては、「8月6日視察先区役所には私と通訳者の2人」と文書回答があった。

しかし、調査の結果、対象議員が視察の主な目的地であったはずのチンゲルテイ区役所を訪れた両日とも、法人職員を同伴し意見交換を行っていた事実が判明したことから、議会運営委員会での「一人で行った」という発言（以下「当該発言」という。）は、明らかに事実と異なるものであり、当該発言と異なる資料が提示されても未だ対象議員からは当該発言に関し撤回がなされていないことを踏まえると虚偽の発言であったと判断せざるを得ない。また、対象議員の「8月8日は同行ではなく同席である」という主張（弁明）は、まさに法人職員が視察の場に参加していたことを表明しており、公私混同の行為であったと判断したことも付記しておく。

以上のことから、本件は本条例第3条第1号に規定する「市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を害するような一切の行動を慎み」に反する行為にあたり、本条例第3条に違反すると判断した。

#### イ 市民から疑念を持たれる事案

本件において、議員バッジについて焼津市議会では規程は定めていないものの、バッジは議員の証である身分証であることに何ら変わりはない。オーディションに参加するという私人としての活動は自由であるが、完全にプライベートであるならば、バッジを着ける必要性はなく、議員と名乗る必要性もない。審査会において「若者に人気のコンテンツに参加することで政治への関心を高めたかった」との弁明があったが、令和5年11月20日の議員全員協議会においては「議員活動と全く関係ない」と発言しており、オーディションの選定を自己に有利にするために議員の立場を利用したという疑念を払拭することはできなかった。

また、議員全員協議会後に対象議員が行った SNS 等による対処からは反省の姿勢が窺えず、自身の SNS にテレビ画面の動画や写真を許可なく掲載するなど、著作権侵害のおそれがある行為も見受けられた。議会から注意があっても削除しないことは、遵法精神が希薄であると言わざるを得ない。

以上のことから、本条例第3条第1号に規定する「市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を害するような行為」にあたり、本条例第3条に違反すると判断した。

#### (4) その他審査の過程で明らかとなった不適切な言動及び行為

ア 今回のモンゴル行き問題に関して様々な対応をしてきた議会事務局職員に対して、真摯に説明を受けとめず、面談や電話対応で1時間以上拘束することがあり、市民からの苦情や問い合わせも増えたことなど、職員は一連の対応に多くの時間を費やすことを余儀なくされ、業務運営に支障をきたした。

イ 令和6年9月11日正副議長、議会事務局の面談において、正副議長や議会事務局職員に対し、威圧的な態度をとったり暴言をはいたりすることがあった。

ウ 令和6年9月19日一般質問において、行政視察として必要な手続きが未了であり、議会運営委員会からの取り消し要請があったにも関わらず「行政視察に行ってきた」と不適切な発言をした。

エ 令和7年1月26日付けの回答において、審査会に対し、本条例に規定されている審査会の調査を否定する発言があった。

オ 第3回審査会において、法人職員の行程表と領収書（写し）を1月6日までに提出することを反故にする非協力的な対応があった。（再

度提出を求め、1月16日付回答されたが行程表は大雑把なものであった)

カ 第3回審査会において、「議員バッジ着用のルールを作ったらどうか」との発言が、再質問を経て二転三転するなど、発言に一貫性がなかった。

#### 4 審査の経過

##### (1) 第1回審査会（令和6年11月20日）

- ・審査会の正副委員長の互選を行い、議長から審査会へ審査事案が付託された。
- ・会議の公開・非公開について協議し、基本公開ということ。ただし内容によっては個人情報等、公開が難しい場合は非公開とすることに決定した。
- ・審査請求内容を確認し、今後の審査の進め方を協議した。審査請求人のうち1名に請求内容についての説明を求め、日を改め対象議員からの説明を求めることに決定した。

##### (2) 第2回審査会（令和6年12月10日）

- ・審査請求人のうち、審査会委員以外の最長期数である鈴木浩己議員に説明を求めた。
- ・対象議員への事実確認の進め方について協議し、議会事務局が保有している関連資料は、審査上必要な資料として委員のみに提供することを確認した。
- ・対象議員から事実確認のため審査請求内容について説明して頂くこと、以降の会議は基本公開で行うが、内容についてプライバシーに関わる場合には非公開とすることで決定した。

##### (3) 第3回審査会（令和6年12月26日）

- ・会議は運営上の都合により、非公開で行われた。
- ・対象議員から審査請求内容について説明を受けた後、委員から再質問を行なった。審査請求の1つ目であるモンゴル国への訪問時、通訳以外の同伴者とは対象議員の私的な関係者でもあり、同議員が役員を務める法人職員であることから、法人職員の行程表及び領収書を提出するよう、対象議員に依頼した。（提出期限令和7年1月6日）
- ・次回の審査会は非公開で、本日の対象議員からの回答や審査関係書類等をふまえ、審査結果を協議することで決定した。

##### (4) 第4回審査会（令和7年1月29日）

- ・会議は非公開で行われた。
- ・内容は、審査について審査上必要な資料として提供された関係書類一式、第3回審査会での対象議員の説明及び質問に対する回答、その後に対象議員へ再度にわたり提出依頼した書類や回答内容をふまえ、審査結果報告書をまとめるため協議を行った。
- ・協議内容は、対象議員からの回答内容の信憑性について、条例違反の有無について、各委員が意見を述べた。
- ・議長への審査結果報告書の提出は、委員全員で行うことで決定した。
- ・次回の審査会も、非公開で行うことで決定した。

#### (5) 第5回審査会（令和7年2月5日）

- ・会議は非公開で行われた。
- ・内容は、前回の各委員からの意見を基に作成した審査結果報告書の最終案について確認し、各委員で協議し審査結果報告書を作成した。
- ・審査結果報告書の内容について委員長が採決をとり、了承された。
- ・議長への提出日は2月10日とし、公開で行うことで決定した。

## 5 附帯意見

議員の政治倫理の確立を図る上で、今回の審査を踏まえ以下の事項を付帯意見とする。

- (1) 審査会の開催にあたり、目的や議員の責務、対象議員の措置の内容、意見陳述の機会、事務手続きなど未規定な部分があったことから、適正で円滑な審査を実施するため、未規定な部分の明文化等例規の整備についての検討を求める。
- (2) 今回モンゴル視察及び審査会に至る過程において、パワーハラスメント（優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える）と思われる言動が確認されており、パワーハラスメントの防止が求められる。本条例の政治倫理基準では「セクシャルハラスメントの禁止」は規定しているが、「パワーハラスメントの禁止」に関しては、明文化していないことから、政治倫理基準において、明文化することについて検討することを求める。
- (3) 海外視察を含む行政視察に関しては、市民から疑念を持たれないよう、行政視察として認められる基準を明確にし、公表にすることについて検討することを求める。
- (4) 議員記章（議員バッジ）の着用に関する基準が不明瞭であることから、議員記章の意義、着用基準等を議員の共通認識とするため、議員記章に関する規程の整備について検討することを求める。